

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ミクリード			コード	7687		
提出日	2025/6/6		異動（予定）日	2025/6/24			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	西谷 浩司	社外取締役	○													○	有	
2	浅井 成朗	社外取締役	○													○	新任	有
3	藤田 浩司	社外取締役	○													○	新任	有
4	引間 多美	社外取締役	○										△				新任	有
5	井筒 廣之	社外取締役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役西谷浩司氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識に加え当社の行っている通信販売事業についての知見を有しております。 同氏からは当社の経営に公正かつ中立的な立場から有用な意見を取締役会ごとに多数頂いており、今後も継続して有用な意見を頂きながら、適切にけん制機能も果たして頂けると判断しております。また、同氏は当社の新株予約権を9,000株分保有しておりますが、新株予約権保有以外に当社との間に特別な利害関係は存在しません。 なお、同氏は代表取締役社長片山礼子氏及び取締役長島忠則氏の在籍していた株式会社ミスミ（現株式会社ミスミグループ本社）に同時期に在籍していましたが、所属部署が異なり、業務上の関係はありませんでした。 これらの状況を勘案し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2		社外取締役浅井成朗氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識や経験を有しており、その知見を当社の監査に活かして頂けると判断し選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3		社外取締役藤田浩氏は、弁護士として豊富な経験および幅広い見識を有しております、その専門的見地から当社の監査体制の強化に貢献頂けると判断し選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4	引間多美氏は引間司法書士事務所を運営しており、当社は2017年7月まで同事務所に司法書士業務を依頼しておりました。ただし、当社が支払っていたその対価の合計額は1百円に満たないものであり、当社にとっても同事務所にとっても多額ではなかったこと、そして既に取引は終了していることから、充分に独立性を有していると判断しております。	社外取締役引間多美氏は、司法書士として豊富な経験と専門知識を有しております、その知見を当社の監査に活かして頂けると判断し選任しております。また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5		社外取締役井筒廣之氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言を頂けると判断し選任しております。 なお、同氏は代表取締役社長片山礼子氏及び取締役長島忠則氏の在籍していた株式会社ミスミ（現株式会社ミスミグループ本社）に同時期に在籍していましたが、所属部署が異なり、業務上の関係はありませんでした。 これらの状況を勘案し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。